

広島市内部統制に関する方針

地方自治法第150条第1項の規定に基づき、本市における内部統制に関する方針を次のとおり定めます。

1 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

効率的かつ効果的に業務を遂行するため、業務の手順を明確化し、そこで生じ得るリスクを分析した上で、不適切な事務処理を把握した場合には、速やかにその原因や対応策を検討し、全庁で共有します。

(2) 報告の信頼性の確保

予算、決算等に関する報告や政策の実施状況に関する報告等の信頼性を確保するため、正確な情報及び正当な手続に基づく報告の作成に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守するため、職員一人一人が、業務に係る根拠法令その他行政通則法等を理解し、堅実な事務の執行に取り組みます。

(4) 資産の保全

本市が保有する資産を保全するため、適正な手続及び承認の下に、資産の取得、使用及び処分を行います。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、財務に関する事務とします。

令和6年4月1日

広島市長 松井 一 實